

○浜松市消防団員等公務災害補償条例

昭和41年9月30日

浜松市条例第43号

改正 昭和42年12月8日浜松市条例第37号

昭和43年9月30日浜松市条例第38号

昭和44年10月1日浜松市条例第29号

昭和45年9月30日浜松市条例第48号

昭和46年9月30日浜松市条例第56号

昭和47年9月30日浜松市条例第47号

昭和48年9月29日浜松市条例第40号

昭和49年9月30日浜松市条例第68号

昭和50年3月28日浜松市条例第23号

昭和50年9月30日浜松市条例第45号

昭和50年12月13日浜松市条例第62号

昭和51年9月30日浜松市条例第60号

昭和51年12月21日浜松市条例第66号

昭和52年9月30日浜松市条例第48号

昭和53年9月30日浜松市条例第45号

昭和54年9月28日浜松市条例第48号

昭和55年9月26日浜松市条例第50号

昭和56年3月28日浜松市条例第5号

昭和56年9月28日浜松市条例第40号

昭和57年3月20日浜松市条例第3号

昭和57年9月30日浜松市条例第52号

昭和58年5月31日浜松市条例第27号

昭和59年9月29日浜松市条例第32号

昭和60年9月30日浜松市条例第59号

昭和61年3月31日浜松市条例第25号

昭和61年9月30日浜松市条例第47号

昭和62年9月30日浜松市条例第32号

昭和63年9月30日浜松市条例第65号

平成元年9月29日浜松市条例第73号
平成2年9月28日浜松市条例第27号
平成3年4月5日浜松市条例第33号
平成3年9月30日浜松市条例第58号
平成4年9月30日浜松市条例第72号
平成5年9月30日浜松市条例第33号
平成6年9月30日浜松市条例第39号
平成6年12月22日浜松市条例第49号
平成7年3月10日浜松市条例第6号
平成7年5月31日浜松市条例第26号
平成7年9月29日浜松市条例第38号
平成8年5月31日浜松市条例第55号
平成8年10月9日浜松市条例第61号
平成9年5月26日浜松市条例第69号
平成10年3月13日浜松市条例第5号
平成10年9月30日浜松市条例第45号
平成11年9月30日浜松市条例第40号
平成12年9月29日浜松市条例第70号
平成13年9月26日浜松市条例第44号
平成14年9月30日浜松市条例第48号
平成15年3月31日浜松市条例第45号
平成16年3月31日浜松市条例第36号
平成17年6月1日浜松市条例第169号
平成17年10月3日浜松市条例第356号
平成18年9月29日浜松市条例第70号
平成18年12月15日浜松市条例第79号
平成18年12月15日浜松市条例第138号
平成19年3月16日浜松市条例第24号
平成20年9月30日浜松市条例第53号
平成20年12月11日浜松市条例第83号
平成21年10月1日浜松市条例第56号

平成28年3月24日浜松市条例第42号

〔注〕平成17年6月から改正経過を注記した。

浜松市消防団員等公務災害補償条例（昭和32年浜松市条例第17号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定による消防団員に係る損害補償、消防法（昭和23年法律第186号）第36条の3の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償、水防法（昭和24年法律第193号）第45条の規定による水防に従事した者に係る損害補償及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償について必要な事項を定める。

（平17条例356・平18条例70・一部改正）

（損害補償を受ける権利）

第2条 消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合又は消防法第25条第1項若しくは第2項若しくは第29条第5項（同法第36条において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第24条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）若しくは災害対策基本法第65条第1項（同条第3項（原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害

補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

(平17条例356・平21条例56・一部改正)

第3条 消防団員は、その身分を失った場合においても、損害補償を受ける権利は変更されることはない。

2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。ただし、消防団員に係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

(平20条例53・一部改正)

(損害補償の種類等)

第4条 損害補償の種類、範囲、金額及び支給方法その他補償に関して必要な事項については、この条例に定めるもののほか、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号。以下「政令」という。)の規定の例による。この場合において、政令別表中「分団長及び副分団長」とあるのは、「方面隊長、分団長及び副分団長」とする。

(平17条例169・追加、平18条例79・平18条例138・平19条例24・平20条例83・一部改正)

(報告、出頭等)

第5条 審査又は損害補償の実施のため必要があると認めるときは、損害補償を受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

(平17条例169・旧第26条繰上、平20条例83・一部改正、平28条例42・旧第6条繰上)

(損害補償費の返還要求)

第6条 消防団員等に対してこの条例の規定により、損害補償に要する費用を支給した後において、その支給額に錯誤があったことが判明したときは、当該消防団員等に対して、その錯誤に係る額の返還を求めることができる。

2 偽りその他不正の手段により損害補償を受けた者があるときは、その損害補償に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(平17条例169・旧第27条繰上、平28条例42・旧第7条繰上)

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平17条例169・旧第28条繰上、平28条例42・旧第8条繰上)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

(損害補償の経過措置)

第2条 この条例の適用の日（以下「適用日」という。）前に発生した事故による死亡若しくは負傷又は適用日前にその発生が確定した疾病による死亡若しくは障害若しくはその発生が確定した疾病に係る損害補償については、次条に定めるものを除き、なお従前の例による。

第3条 適用日の前日において現に改正前の浜松市消防団員等公務災害補償条例の規定による休業補償又は第一種障害補償を受けることができる者には、改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例の規定による休業補償又は障害補償年金を支給する。

(脳死した者の身体に対する処置に係る療養補償)

第4条 この条例の規定に基づく療養（療養に要する費用の支給に係る当該療養を含む。以下同じ。）の給付に継続して、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条第2項の脳死した者の身体への処置がされた場合には、当分の間、当該処置はこの条例の規定に基づく療養の給付としてされたものとみなす。

(平17条例169・旧第3条の2繰下)

(浜名郡可美村の編入に伴う経過措置)

第5条 第5条第2項第1号に規定する消防団員が属していた階級に任命された日からの勤務年数には、旧可美村の消防団員が引き続いて本市の消防団員となったときにおけるその者の同村の当該階級に相当する階級の消防団員としての勤務年数を含むものとする。この場合において、当該勤務年数の算定については、別表第1の備考の2の規定を準用する。

(平17条例169・旧第7条繰上)

(編入に伴う経過措置)

第6条 浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町、春野町、佐久間町、水窪町及び龍山村（以下これらを「編入市町村」という。）の編入の日（以下「編入日」という。）前に、浜北市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年浜北市条例第22号）、天竜市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和41年天竜市条例第18号）、

舞阪町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年舞阪町条例第12号）、雄踏町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年雄踏町条例第13号）、細江町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年細江町条例第10号）、引佐町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年引佐町条例第264号）、三ヶ日町消防団員等公務災害補償条例（昭和40年三ヶ日町条例第9号）、春野町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年春野町条例第233号）、佐久間町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年佐久間町条例第23号）、水窪町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年水窪町条例第12号）又は龍山村消防団員等公務災害補償条例（昭和41年龍山村条例第17号）（以下これらを「編入前の条例」という。）の規定により支給すべき事由の生じた損害補償並びに編入日前に編入前の条例の規定により支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で編入日前の期間について支給すべきものについては、それぞれ編入前の条例の例による。

- 2 編入日前に消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は編入日前の公務による負傷若しくは疾病により編入日以後に死亡し、若しくは障害の状態となった場合におけるこれらの災害について、編入前の条例の規定によりされた認定、補償、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりされたものとみなす。
- 3 編入日前に消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者が消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は編入日前に消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により編入日以後に死亡し、若しくは障害の状態となった場合におけるこれらの災害について、編入前の条例の規定によりされた認定、補償、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりされたものとみなす。
- 4 第4条においてその例によることとされる政令第2条第2項第1号に規定する消防団員が属していた階級に任命された日からの勤務年数には、編入市町村の消防団員が引き続いて本市の消防団員となったときにおけるその者の編入市町村の当該階級に相当する階級の消防団員としての勤務年数を含むものとする。この場合において、当該勤務年数の算定については、政令別表の備考の2の規定を準用する。

（平17条例169・追加、平18条例138・一部改正）

附 則（昭和42年12月8日浜松市条例第37号）

改正 昭和47年9月30日浜松市条例第47号

昭和50年9月30日浜松市条例第45号

昭和51年9月30日浜松市条例第60号

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

第2条 改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和42年4月1日から適用する。

(損害補償の経過措置)

第3条 改正前の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく休業補償及び障害補償年金のうち昭和42年4月1日（以下「適用日」という。）の前日までの間に係る分並びに旧条例の規定に基づく遺族補償年金・障害補償一時金・遺族補償一時金及び葬祭補償のうちその支給すべき事由が適用日の前日までに生じたものについては、なお従前の例によるものとする。

第4条 新条例の規定に基づく休業補償及び障害補償年金（適用日の前日までに支給の事由が生じたものに限る。）のうち適用日以後において支給すべきものに係る補償基礎額については、新条例第5条第2項及び第3項の規定を適用するものとする。

第5条 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において旧条例の規定に基づく休業補償・障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づく障害補償一時金・遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給の事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払いとみなすものとする。

附 則（昭和43年9月30日浜松市条例第38号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年6月6日から適用する。

附 則（昭和44年10月1日浜松市条例第29号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第5条及び別表第1の改正規定は、昭和44年4月1日から適用する。
- 2 改正前の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく休業補償のうち昭和44年3月31日までの間に係る分並びに旧条例の規定に基づく障害補償・遺族補償及び葬祭補償のうちその支給すべき事由が昭和44年3月31日までに生じたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和45年9月30日浜松市条例第48号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。
- 2 改正前の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく休業補償・障害補償年金及び遺族補償年金のうち昭和45年4月1日（以下「適用日」という。）の前日までの間に係る分並びに旧条例の規定に基づく障害補償一時金・遺族補償一時金及び葬祭補償のうちその支給すべき事由が同日までに生じたものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく休業補償・障害補償年金及び遺族補償年金（適用日の前日までに支給の事由が生じたものに限る。）のうち適用日以後の期間に係る補償基礎額については、新条例第5条第2項及び第3項の規定を適用する。

附 則（昭和46年9月30日浜松市条例第56号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第5条第2項・第7条第3項・第12条・別表第1及び別表第2の改正規定は、昭和46年4月1日から適用する。
- 2 改正前の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下この項において「旧条例」という。）の規定に基づく休業補償・障害補償年金及び遺族補償年金のうち昭和46年3月31日までの間に係る分並びに旧条例の規定に基づく療養補償・障害補償一時金・遺族補償一時金及び葬祭補償のうちその支給すべき事由が昭和46年3月31日までに生じたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和47年9月30日浜松市条例第47号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第18条の次に1条を加える規定は昭和47年1月1日から、第5条第3項及び別表第1の改正規定は昭和47年4月1日から適用する。
- 2 改正前の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく休業補償・障害補償年金及び遺族補償年金のうち昭和47年3月31日までの間に係る分並びに旧条例の規定に基づく障害補償一時金・遺族補償一時金及び葬祭補償のうちその支給すべき事由が昭和47年3月31日までに生じたものの補償基礎額については、なお従前の例による。
- 3 改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の2の規定に基づく公務上の災害に係る障害補償及び遺族補償のうちその支給すべき事由が昭和47年1月1日前に生じたものについては、なお従前の例による。
- 4 浜松市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（昭和42年浜松市条例第

37号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「(新条例第16条第2号の場合にあっては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額)とする。」を「とする。ただし、新条例第16条第2号の場合に支給する当該遺族補償一時金の額については、既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。」に改め、同条に次の1項を加える。

2 当分の間、新条例第18条の2に規定する公務上の災害に係る遺族補償一時金の額は、前項の規定にかかわらず、同項本文に規定する額に100分の50を乗じて得た額を加算した額(新条例第16条第2号の場合にあっては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額)とする。

附 則(昭和48年9月29日浜松市条例第40号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表第1の規定は、昭和48年4月1日から適用し、改正前の浜松市消防団員等公務災害補償条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく休業補償・障害補償年金及び遺族補償年金のうち同年3月31日までの間に係る分並びに旧条例の規定に基づく障害補償一時金・遺族補償一時金及び葬祭補償のうちその支給すべき事由が同日までに生じたものの補償基礎額については、なお従前の例による。

附 則(昭和49年9月30日浜松市条例第68号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表第1の規定は、昭和49年4月1日から適用し、改正前の浜松市消防団員等公務災害補償条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく休業補償・障害補償年金及び遺族補償年金のうち同年3月31日までの間に係る分並びに旧条例の規定に基づく障害補償一時金・遺族補償一時金及び葬祭補償のうちその支給すべき事由が同日までに生じたものの補償基礎額については、なお従前の例による。

附 則(昭和50年3月28日浜松市条例第23号)

改正 昭和50年9月30日浜松市条例第45号

昭和51年9月30日浜松市条例第60号

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。)第12条第1項・第18条及び別表第2の規定は、昭和49年11月1日から適用し、

この条例による改正前の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく障害補償年金及び遺族補償年金のうち同年10月31日までの間に係る分並びに旧条例の規定に基づく障害補償一時金及び葬祭補償のうちその支給すべき事由が同日までに生じたものについては、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第4条の規定は、昭和49年11月1日から適用し、旧条例の規定に基づく遺族補償年金のうちその支給すべき事由が同日の前日までに生じたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和50年9月30日浜松市条例第45号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び第3項・第18条・附則第4条第7項・附則第6条並びに別表第1・浜松市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（昭和42年浜松市条例第37号）附則第6条並びに浜松市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（昭和50年浜松市条例第23号）附則第4項の規定は、昭和50年4月1日（以下「適用日」という。）以後の期間に係る休業補償・障害補償年金及び遺族補償年金並びに適用日以後に支給すべき事由の生じた障害補償一時金・遺族補償一時金及び葬祭補償について適用し、適用日前の期間に係る休業補償・障害補償年金及び遺族補償年金並びに適用日前に支給すべき事由の生じた障害補償一時金・遺族補償一時金及び葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 浜松市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（昭和42年浜松市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第1項中「新条例第16条の2第1項」を「浜松市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（昭和50年浜松市条例第45号）による改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下この項において「昭和50年改正後の条例」という。）第16条の2第1項」に、「新条例第16条第2号」を「昭和50年改正後の条例第16条第2号」に、「既に」を「既に」に改め、同項各号中「新条例」を「昭和50年改正後の条例」に改め、同条第2項中「新条例」を「昭和50年改正後の条例」に、「既に」を「既に」に改める。

- 4 浜松市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（昭和50年浜松市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「新条例」を「浜松市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条

例（昭和50年浜松市条例第45号）による改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例」に改める。

- 5 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく休業補償、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づく障害補償一時金・遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給の事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

附 則（昭和50年12月13日浜松市条例第62号）

この条例は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則（昭和51年9月30日浜松市条例第60号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和51年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。

- 3 浜松市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（昭和42年浜松市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第6条を削る。

- 4 浜松市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（昭和50年浜松市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を削る。

- 5 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

附 則（昭和51年12月21日浜松市条例第66号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和50年9月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた障害補償及び遺族補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じた障害補償一時金及び遺族補償一時金並びに同日前に支給すべき事由が生じた障害補償年金及び遺族補償年金で同日前の期間について支給すべきものについては、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づく障害補償一時金及び遺族補償一時金（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

附 則（昭和52年9月30日浜松市条例第48号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和52年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 新条例第5条第2項及び第3項、第18条並びに別表第1の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日において新条例第8条の2第1項の規定に該当する者で、その前日において同項の規定が適用されていたならば同項の規定に該当することとなるものに対しては、新条例第20条第1項の規定にかかわらず、適用日の属する月分から傷病補償年金を支給する。
- 4 新条例第18条の2（傷病補償年金に係る部分に限る。）の規定は、適用日以後の期間に係る傷病補償年金について適用する。
- 5 新条例附則第5条第1項の規定は適用日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について、同条第3項の規定は適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、適用日前の期間に係る障害補償年金及び遺族補償年金並び

に適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

- 6 適用日の前日において同一の事由につき障害補償年金又は遺族補償年金（以下この項において「年金たる損害補償」という。）と改正前の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）附則第5条第1項第1号から第3号までに掲げる法律による年金たる給付とを支給されていた者で、適用日以後も引き続きこれらの年金たる給付の支給を受けるものに対し、同一の事由につき支給される年金たる損害補償で適用日の属する月分に係るものについて、新条例の規定により算定した額が、旧条例の規定により算定した年金たる損害補償で適用日の属する月の前月分に係るものの額に満たないときは、新条例の規定により算定した額が旧条例の規定により算定した年金たる損害補償で適用日の属する月の前月分に係るものの額（その者が、適用日以後に新条例第9条第7項の規定により新たに該当するに至った等級に应ずる障害補償年金を支給されることとなったとき、又は新条例第12条第3項（新条例第14条第3項の規定において準用する場合を含む。）若しくは第4項の規定により遺族補償年金の額を改定して支給されることとなったときは、これらの事由（以下この項において「年金額の改定事由」という。）が生じた日の属する月の翌月以後の月分については、当該適用日の属する月の前月分に係るものの額に、新条例（附則第5条を除く。）の規定により算定した当該年金額の額を年金額の改定事由が生じなかったものとした場合の新条例（附則第5条を除く。）の規定により算定した当該年金額の額で除して得た率を乗じて得た額。以下この項において「旧支給額」という。）以上の額となる月の前月までの月分の当該年金たる損害補償の額は、新条例の規定にかかわらず、当該旧支給額に相当する額とする。
- 7 適用日前に同一の事由について休業補償と旧条例附則第5条第1項第1号から第3号までに掲げる法律による年金たる給付とを支給されていた者で、適用日以後も引き続きこれらの年金たる給付を受けるものに対し、同一の事由について支給される休業補償の額は、新条例の規定により算定した額が適用日の前日に支給すべき事由が生じた休業補償について旧条例の規定により算定した額（同日に休業補償を支給すべき事由が生じなかったときは、同日前に最後に休業補償を支給すべき事由が生じた日の休業補償について旧条例の規定により算定した額。以下この項において「旧支給額」という。）に満たないときは、新条例の規定にかかわらず、当該旧支給額に相当する額とする。
- 8 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、旧条例の規定に基づく障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補

償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

附 則（昭和53年9月30日浜松市条例第45号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和53年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

附 則（昭和54年9月28日浜松市条例第48号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和54年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

附 則（昭和55年9月26日浜松市条例第50号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び第3項並びに別表第1の規定は、昭和55年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

附 則（昭和56年3月28日浜松市条例第5号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項にただし書を加える改正規定は、昭和56年11月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例第12条第1項及び第4項の規定は、遺族補償年金のうち、昭和55年11月1日以後の期間に係る分について適用し、同日前の期間に係る分については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年9月28日浜松市条例第40号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び第3項、第18条並びに別表第1の規定は、昭和56年4月1日以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 新条例第19条の2の規定は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金のうち、昭和56年9月1日以後の期間に係る分について適用し、同日前の期間に係る分については、なお従前の例による。
- 4 新条例別表第3（障害補償年金に係る部分に限る。）の規定は、障害補償年金のうち、昭和56年2月1日以後の期間に係る分について適用し、同日前の期間に係る分については、なお従前の例による。

附 則（昭和 57 年 3 月 20 日浜松市条例第 3 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）附則第 3 条の 2 の規定は障害補償年金を受ける権利を有する者が昭和 56 年 1 月 1 日以後に死亡した場合について、新条例附則第 3 条の 3 の規定は同日以後に障害補償年金を支給すべき事由が生じた場合について適用する。
- 3 改正前の浜松市消防団員等公務災害補償条例附則第 4 条第 1 項の規定により支給された一時金は、遺族補償年金前払一時金とみなして、新条例の規定を適用する。

附 則（昭和 57 年 9 月 30 日浜松市条例第 5 2 号）

- 1 この条例は、昭和 57 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 2 項第 2 号の改正規定（「廃疾」を「障害の状態」に改める改正規定を除く。）並びに同条第 3 項及び別表第 1 の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に係る改正規定に限る。）による改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和 57 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

附 則（昭和 58 年 5 月 31 日浜松市条例第 2 7 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例第 18 条の規定は、昭和 58 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

附 則（昭和 59 年 9 月 29 日浜松市条例第 3 2 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び第3項並びに別表第1の規定は、昭和59年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

附 則（昭和60年9月30日浜松市条例第59号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び第3項並びに別表第1の規定は、昭和60年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

附 則（昭和61年3月31日浜松市条例第25号）

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第11条及び第13条の規定（新条例附則第4条の2第1項において読み替えられる場合を含む。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に死亡した消防団員等の遺族

について適用し、施行日前に死亡した消防団員の遺族については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第5条第1項の規定は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金のうち、施行日以後の期間に係る分について適用し、施行日前の期間に係る分については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年9月30日浜松市条例第47号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び第3項、第18条並びに別表第1の規定は、昭和61年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第5条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金並びに施行日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、施行日前の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金並びに施行日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 4 適用日から施行日の前日までの間において、改正前の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

附 則（昭和62年9月30日浜松市条例第32号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び第3項並びに別表第1の規定は、昭和62年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。

- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

附 則（昭和63年9月30日浜松市条例第65号）

- 1 この条例は、昭和63年10月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項、第18条及び別表第1の規定は、昭和63年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第5条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金並びに施行日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、施行日前の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金並びに施行日前に支給すべき事由が生じた休業補償に次いでは、なお従前の例による。
- 4 適用日から施行日の前日までの間において、改正前の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

附 則（平成元年9月29日浜松市条例第73号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び第3項並びに別表第1の規定は、平成元年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきもの

について適用する。この場合において、これらの損害補償で適用日前に発生した事故に起因する死亡若しくは負傷又は適用日前に診断によってその発生が確定した死亡の原因である疾病若しくは適用日前に診断によってその発生が確定した疾病に係るものの補償基礎額の算定の基礎となる扶養親族の範囲については、新条例第5条第3項第2号及び第4号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 適用日前に支給すべき事由が生じた損害補償（前項に規定するものを除く。）に係る補償基礎額については、なお従前の例による。
- 4 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

附 則（平成2年9月28日浜松市条例第27号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項、第18条及び別表第1の規定は、平成2年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

附 則（平成3年4月5日浜松市条例第33号）

この条例は、平成3年5月1日から施行する。

附 則（平成3年9月30日浜松市条例第58号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び別表第1の規定は、平成3年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

附 則（平成4年9月30日浜松市条例第72号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び第3項、第18条並びに別表第1の規定は、平成4年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

附 則（平成5年9月30日浜松市条例第33号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び別表第1の規定は、平成5年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障

害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

- 3 新条例第5条第3項の規定は、適用日以後に発生した事故に起因する死亡若しくは負傷又は適用日以後に診断によってその発生が確定した死亡の原因である疾病若しくは適用日以後に診断によってその発生が確定した疾病に係る損害補償について適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。
- 4 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

附 則（平成6年9月30日浜松市条例第39号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び第3項、第18条並びに別表第1の規定は、平成6年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 新条例第5条第4項の規定は、適用日以後に発生した事故に起因する死亡若しくは負傷又は適用日以後に診断によってその発生が確定した死亡の原因である疾病若しくは適用日以後に診断によってその発生が確定した疾病に係る損害補償について適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。
- 4 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

附 則（平成6年12月22日浜松市条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 1 0 日浜松市条例第 6 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条の規定は、平成 7 年 1 月 1 日以後において発生した事故に係る損害補償について適用する。

附 則（平成 7 年 5 月 3 1 日浜松市条例第 2 6 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 2 項及び第 4 項並びに別表第 1 の規定は、平成 7 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

附 則（平成 7 年 9 月 2 9 日浜松市条例第 3 8 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 1 2 条第 1 項の規定は、遺族補償年金のうち、平成 7 年 8 月 1 日以後の期間に係る分について適用し、同日前の期間に係る分についてはなお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の浜松市消防団員等公務災害補償条例の規定に基づく遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

附 則（平成 8 年 5 月 3 1 日浜松市条例第 5 5 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 0 条第 3 項の改正規定は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条の規定は、平成 8 年 1 月 2 5 日以後において発生した事故に係る損害補償について適用する。

- 3 改正後の第11条第1項及び第13条第1項の規定は、平成8年4月1日以後に18歳に達した者に係る遺族補償年金について適用し、同日前に18歳に達した者に係る遺族補償年金については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第9条の2の規定は、平成8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用する。
- 5 平成8年4月1日前から引き続き介護補償を支給すべき事由に該当する事由がある者に対する同日の属する月に係る介護補償に関する改正後の第9条の2第2項の規定の適用については、同項第2号中「その月（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）」とあるのは、「その月」とする。

附 則（平成8年10月9日浜松市条例第61号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び第4項、第18条並びに別表第1の規定は、平成8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

附 則（平成9年5月26日浜松市条例第69号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び第4項、第9条の2第2項並びに別表第1の規定は、平成9年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づ

く傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

附 則（平成10年3月13日浜松市条例第5号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の附則第3条の2の規定は、平成9年10月16日から適用する。

附 則（平成10年9月30日浜松市条例第45号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項から第4項まで、第9条の2、第18条及び別表第1の規定は、平成10年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

附 則（平成11年9月30日浜松市条例第40号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項の改定規定は、平成11年10月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び第4項、第9条の2第2項並びに別表第1の規定は、平成11年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、

改正前の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

附 則（平成12年9月29日浜松市条例第70号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項、第9条の2第2項、第18条及び別表第1の規定は、平成12年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 新条例第1条及び第2条の規定は、平成12年6月16日以後に支給すべき事由が生じた損害補償について適用する。
- 4 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

附 則（平成13年9月26日浜松市条例第44号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第3項の規定は、平成13年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の浜松市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の

前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。)として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

附 則 (平成14年9月30日浜松市条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日浜松市条例第45号)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項、第9条の2第2項並びに別表第1の規定は、平成15年4月1日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

附 則 (平成16年3月31日浜松市条例第36号)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項、第9条の2第2項並びに別表第1の規定は、平成16年4月1日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年6月1日浜松市条例第169号)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例第4条の規定は、平成17年7月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年10月3日浜松市条例第356号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年9月29日浜松市条例第70号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年12月15日浜松市条例第79号)

この条例は、平成19年3月3日から施行する。

附 則 (平成18年12月15日浜松市条例第138号抄)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月16日浜松市条例第24号）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団員等公務災害補償条例の規定は、平成19年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

附 則（平成20年9月30日浜松市条例第53号）

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年12月11日浜松市条例第83号）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、平成21年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償については、なお従前の例による。

附 則（平成21年10月1日浜松市条例第56号）

この条例は、平成21年10月30日から施行する。

附 則（平成28年3月24日浜松市条例第42号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
（経過措置の原則）
- 2 別に定めがあるものを除き、行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。